

株 主 各 位

東京都港区新橋五丁目14番5号

株式会社フジマック

代表取締役社長 熊谷俊範

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）営業時間の終了時（午後6時00分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京（6階 ラ・ルミエール）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujimak.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、デフレ脱却と内需拡大を目指す政府及び日銀による財政・金融政策を背景として、円安の進行による輸出採算の向上や株価上昇等に伴う企業収益の改善といったプラス面が見られる一方、消費税増税による個人消費の停滞や円安に伴う原材料やエネルギーコスト、更には物価の上昇といったマイナス面も見られるなど、景気の回復基調が続いているとは言え不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する業務用厨房の業界においても、外食産業、ホテル・レストラン業界、病院・教育施設、更にはセントラルキッチン・食品工場などの各マーケットにおいて、リーマンショック以降抑制気味に推移してきた設備投資に回復の兆しが窺われ、需要は比較的堅調に推移しました。

当社グループでは、省エネや安全・安心・衛生といった方面でますます高度化するお客様のニーズに対応すべく、様々な業界のそれぞれのお客様に最適な厨房を提案する積極的な営業、きめ細かなアフターサービスを展開してまいりました。製造部門では、環境に配慮した省エネ型機器の開発、ならびに既存機器のモデルチェンジに積極的に取り組み、品質や安全性、省エネ性能の向上を推進してまいりました。特にノンフロン化へ全面的に切り替え「省エネ法」トップランナー制度にも対応した業務用冷蔵庫や、モデルチェンジした冷温蔵配膳車・コールドテーブル等については、そのデザイン性や衛生機能について好評を得ました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は341億3千6百万円（前連結会計年度比5.9%減）、経常利益は14億3千9百万円（前連結会計年度比31.9%減）、当期純利益は5億2百万円（前連結会計年度比56.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は18億7千4百万円で、その主な内容は、株式会社ネオシスの福岡工場の増改築工事の他、機械設備や工具器具・車両等の更新等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第63期 (平成24年3月期)	第64期 (平成25年3月期)	第65期 (平成26年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	30,815	32,713	36,276	34,136
経常利益(百万円)	1,531	1,921	2,114	1,439
当期純利益(百万円)	923	1,246	1,146	502
1株当たり当期純利益	140円93銭	190円16銭	174円96銭	76円72銭
総資産(百万円)	24,870	27,131	29,026	29,927
純資産(百万円)	9,387	10,764	11,972	12,717

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ネオシス	埼玉県鶴ヶ島市	50,000千円	100%	業務用厨房機器の製造
株式会社エピック	東京都港区	30,000千円	100%	業務用厨房機器の輸入・販売、及び食器・業務用厨房に関わる什器備品の販売
株式会社トライアンス	福岡県糟屋郡志免町	10,000千円	100%	業務用厨房機器の保管・管理及び配送
株式会社ジーシーエス	埼玉県川越市	30,000千円	(間接) 100%	業務用厨房機器の原材料・部品等の販売
FUJIMAK FOOD SERVICE EQUIPMENT(S)PTE., LTD.	シンガポール	1,000千シンガポールドル	100%	業務用厨房機器の販売及び保守修理
福喜瑪克貿易(上海)有限公司	上海市(中国)	500千米ドル	100%	業務用厨房機器の販売及び保守修理
福喜厨房設備(上海)有限公司	上海市(中国)	2,100千米ドル	100%	業務用厨房機器の製造
NEOSYS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	1,615千米ドル	(間接) 100%	業務用厨房機器の製造

(注) 株式会社トライアンスについては、平成27年1月1日付でイトー運輸サービス株式会社から社名変更しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、政府・日銀による更なる景気刺激策によって景気の緩やかな回復基調が続くことが期待されるものの、消費税率引き上げによる個人消費の落ち込み懸念、中国経済の成長鈍化やギリシャの財政危機に端を発するユーロ不安など経済情勢は不確実性を増しており、先行きは楽観できない状況が続くものと予想されます。

かかる状況のもと、当社グループは企業理念である「フードビジネスのトータルサポート」と「お客様満足の創造」を実現すべく、多様化するお客様の様々なニーズに合わせたお客様本位の総合厨房設備の設計、機器開発、製造、販売、物流、据付施工、アフターメンテナンスまでの一貫体制を一層強固にしております。製造部門では、安全性・環境面・信頼性の向上を目指した製品開発に取り組み、「お客様満足の創造」をさらに具現化するために、性能やコストパフォーマンスの向上にも継続的に取り組んでまいります。また海外生産拠点との連携によってグローバルでフレキシブルな生産・供給体制をさらに強化し、グループの総合力をあげて、フードビジネスのトータルサポートを推進してまいります。また、自社製品を主体として国内外での販路拡大、回復基調にある設備投資需要を的確に捉えて総合厨房物件の受注拡大を図るとともに、きめ細かなコスト管理と効率化の推進により経費削減に努め、さらに強固な収益基盤を構築してまいります。

内部管理面では、内部統制システムの機能的な運営により管理体制を強化するとともにコンプライアンスの徹底とリスク管理の強化を図り、健全な業務運営体制の確保、維持発展に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、業務用厨房機器の製造、販売、アフターメンテナンスのほか、厨房施設に関する設計、施工、コンサルティング並びに業務用厨房機器の輸入販売等を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
北海道事業部	札幌市西区
東北事業部	仙台市若林区
北関東事業部	さいたま市南区
東京事業部	東京都港区
横浜事業部	横浜市港南区
名古屋事業部	名古屋市北区
近畿事業部	大阪府吹田市
中四国事業部	広島市安佐南区
九州事業部	福岡市博多区
システムキッチン事業部	東京都港区
海外事業部	東京都港区

上記のほか、各事業部が管轄する営業所が60ヶ所あります。

② 子会社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
株式会社ネオシス（本社工場）	埼玉県鶴ヶ島市
株式会社ネオシス（福岡工場）	福岡県古賀市
株式会社エピック	東京都港区
株式会社トライアンス	福岡県糟屋郡志免町
株式会社ジーシーエス	埼玉県川越市
FUJIMAK FOOD SERVICE EQUIPMENT(S) PTE., LTD.	シンガポール
福喜瑪克貿易（上海）有限公司	上海市（中国）
福喜厨房設備（上海）有限公司	上海市（中国）
NEOSYS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム

(注) 株式会社トライアンスについては、平成27年1月1日付でイトー運輸サービス株式会社から社名変更しております。

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
業務用厨房機器製造部門	301 (121) 名	35 (△17) 名
業務用厨房機器販売・保守修理部門	660 (121) 名	41 (14) 名
管理部門	23 (4) 名	△1 (1) 名
計	984 (246) 名	75 (△2) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、顧問・嘱託及びパート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
602 (104) 名	23 (12) 名	40.2歳	16.0年

(注) 使用人数は就業人員数であり、顧問・嘱託及びパート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,023百万円
株式会社みずほ銀行	705

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,136,000株
- ③ 株主数 772名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ノ ヲ ヲ ヲ ヲ	2,238千株	34.16%
フ ジ マ ヲ ヲ 従 業 員 持 株 会	534	8.16
熊 谷 俊 範	509	7.77
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	215	3.28
熊 谷 俊 茂	212	3.24
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	190	2.90
ビ-ビ-エイチファイデリティビューリタンファイデリティシリーズインテリジックオポチュニティズファンド	175	2.67
常 盤 ス テ ン レ ス 工 業 株 式 会 社	128	1.96
クレディスイスアーゲーチューリッヒエーアイエフファンズ	122	1.87
株 式 会 社 テ ー オ ー シ ー	86	1.31

- (注) 1. 当社は、自己株式を582,464株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊谷俊範	社長兼管理本部長兼営業本部長兼研究開発本部長
専務取締役	内田一史	製造本部長
専務取締役	熊谷俊茂	海外本部長兼海外事業部長
常務取締役	力丸大成	営業本部副本部長兼市場開発部長兼東京事業部長
常務取締役	横山雅規	横浜事業部長兼横浜営業部長
取締役	富樫重憲	東北事業部長兼仙台営業部長
取締役	田中隆	東京事業部副事業部長兼東京営業部長
取締役	倉智憲治	九州事業部長兼福岡営業部長
監査役（常勤）	西山徳太郎	
監査役	宗像紀夫	弁護士
監査役	若海和明	税理士

- (注) 1. 監査役のうち宗像紀夫氏及び若海和明氏は社外監査役であります。
2. 当社は、監査役若海和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役若海和明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

② 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区	分	員数	報酬等の総額	
取	締	役	8名	248,461千円
監	査	役	3	15,921
(う	ち	社	(2)	(6,000)
合	計		11	264,382

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年5月30日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月29日開催の第43回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額には、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において付議いたします役員賞与23,654千円（取締役22,358千円、監査役1,296千円）を含んでおります。
5. 上記報酬等の総額には、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会における役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります退職慰労金（功労加算金を含む）のうち、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として計上した3,429千円（取締役3,333千円、監査役96千円）及び役員退職慰労金として計上した101,909千円（取締役101,059千円、監査役849千円）を含んでおります。また、退任時に支払う予定であります退職慰労金（功労加算金を含む）の総額は、取締役8名に対して437,924千円、監査役1名に対して3,681千円となる予定であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 監査役宗像紀夫氏は、取締役会に12回中10回、監査役会に13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- ・ 監査役若海和明氏は、取締役会に12回中12回、監査役会に13回中13回出席し、主に税理士として財務面及び会計面の見地から発言を行っております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,500千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

⑥ 子会社の監査に関する事項

当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を取締役会において下記のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会規範を遵守する体制を確保するため、コンプライアンス・マニュアルを定め、グループの全役職員に周知徹底を図る。
- ・コンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンス担当部を設け、役員に対する教育啓蒙、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図り、コンプライアンス体制の整備を行う。
また、内部監査部門は、コンプライアンス担当部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。
- ・法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を設ける。
内部通報の内容については、監査役に直ちに報告するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ一体としてのリスク管理体制を構築するため、全社的にリスクの洗い出し・見直しを定期的に行い、各部門及びグループ会社ごとにリスクと対応策について具体的な実施計画を策定し、必要に応じ迅速かつ適切な対応策を講じる。
- ・不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要な事項については、常務会で十分な審議を経て取締役会に諮る体制をとる。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
- ⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及びグループ会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行う。
 - ・内部監査部門は、海外を含めたグループ会社の定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部署並びに監査役に報告する。
 - ・グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部監査部門が審査する。
 - ・当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項の調査を委嘱することができるものとし、監査役より監査業務に必要な調査の委嘱を受けた当該使用人は、その委嘱された調査に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役は監査役に対し、業務の状況又は業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。
 - ・取締役又は使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、職務の執行に関する法令違反又は不正な行為を知ったときは、監査役に対し直ちに報告するものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役及び管理本部長は定期的に監査役及び会計監査人と意見交換会を設け、適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保するものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関りを持たず、これらの勢力からの働きかけに対しては毅然として対応し、これを排除する。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,508,482	流 動 負 債	12,653,703
現金及び預金	7,052,064	支払手形及び買掛金	9,680,958
受取手形及び売掛金	8,181,946	1年内返済予定の長期借入金	657,768
商品及び製品	1,924,090	未払法人税等	251,641
仕掛品	111,409	賞与引当金	413,176
原材料及び貯蔵品	1,341,494	役員賞与引当金	23,654
繰延税金資産	284,812	製品保証引当金	78,000
その他	619,565	その他	1,548,505
貸倒引当金	△6,901	固 定 負 債	4,555,595
固 定 資 産	10,418,614	社 債	1,000,000
有 形 固 定 資 産	7,146,440	長 期 借 入 金	1,709,776
建物及び構築物	2,166,858	繰 延 税 金 負 債	112,486
機械装置及び運搬具	1,149,728	再評価に係る繰延税金負債	855,440
土地	3,514,126	厚生年金基金解散損失引当金	257,827
その他	315,728	退職給付に係る負債	142,635
無 形 固 定 資 産	97,278	資 産 除 去 債 務	7,620
投 資 そ の 他 の 資 産	3,174,895	そ の 他	469,809
投資有価証券	1,468,204	負 債 合 計	17,209,299
繰延税金資産	6,489	純 資 産 の 部	
会 員 権	191,382	株 主 資 本	10,287,742
その他	1,588,000	資 本 金	1,471,150
貸倒引当金	△79,180	資 本 剰 余 金	1,148,365
		利 益 剰 余 金	8,109,565
		自 己 株 式	△441,339
		その他の包括利益累計額	2,430,055
		その他有価証券評価差額金	489,073
		土地再評価差額金	1,682,220
		為替換算調整勘定	258,761
		純 資 産 合 計	12,717,798
資 産 合 計	29,927,097	負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,927,097

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		34,136,476
売上原価		23,453,843
売上総利益		10,682,633
販売費及び一般管理費		9,440,488
営業利益		1,242,144
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,143	
受取賃貸料	37,378	
受取手数料	95,104	
為替差益	65,728	
その他	41,912	264,267
営業外費用		
支払利息	55,308	
その他	11,938	67,246
経常利益		1,439,166
特別利益		
固定資産売却益	2,469	
投資有価証券売却益	485	
会員権売却益	1,898	4,852
特別損失		
固定資産除売却損	47,423	
投資有価証券評価損	3,413	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	257,827	308,664
税金等調整前当期純利益		1,135,353
法人税、住民税及び事業税	513,482	
法人税等調整額	119,056	632,539
少数株主損益調整前当期純利益		502,814
当期純利益		502,814

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年4月1日）
（至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	1,471,150	1,148,365	7,825,626	△441,320	10,003,822
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△131,071		△131,071
当期純利益			502,814		502,814
連結範囲の変動			△86,593		△86,593
土地再評価差額金の取崩			△1,209		△1,209
自己株式の取得				△18	△18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	283,939	△18	283,920
当 期 末 残 高	1,471,150	1,148,365	8,109,565	△441,339	10,287,742

	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	251,613	1,593,721	123,831	1,969,166	11,972,988
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△131,071
当期純利益					502,814
連結範囲の変動					△86,593
土地再評価差額金の取崩					△1,209
自己株式の取得					△18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	237,459	88,499	134,930	460,889	460,889
当 期 変 動 額 合 計	237,459	88,499	134,930	460,889	744,809
当 期 末 残 高	489,073	1,682,220	258,761	2,430,055	12,717,798

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数は10社であります。なお、主要な連結子会社の名称は次のとおりであります。

株式会社ネオシス

前連結会計年度において非連結子会社でありましたNEOSYS VIETNAM CO., LTD. 他2社は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- ② 非連結子会社の数は5社であります。なお、主要な非連結子会社の名称は次のとおりであります。

富士瑪克股紛有限公司

非連結子会社5社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社はありません。

- ② 持分法を適用しない非連結子会社の数は5社であります。なお、主要な持分法を適用しない非連結子会社の名称は次のとおりであります。

富士瑪克股紛有限公司

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる会社は8社あります。

連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる主要な会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社ネオシス	12月31日
株式会社エピック	12月31日
株式会社トライアンス	12月31日

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

時価のないもの

・たな卸資産

商品・製品(規格品)・原材料

主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品(特注品)・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～10年

その他 2～20年

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別債権の回収可能性を考慮して回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

・役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

・製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の経験率により算出した額を計上しております。

・厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、同損失の当連結会計年度末における見込み額を計上しております。

(追加情報)

当社及び当社連結子会社の一部が加入しておりました総合設立型厚生年金基金（東京都家具厚生年金基金）は、平成26年9月22日開催の代議員会にて特例解散の決議をしました。これにより、当連結会計年度において特別損失の「厚生年金基金解散損失引当金繰入額」に257,827千円を、固定負債の「厚生年金基金解散損失引当金」に257,827千円を計上しております。

なお、当該厚生年金基金は平成26年11月28日付で厚生労働大臣より解散認可及び納付計画承認を受け解散しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、当社は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用し、一部の連結子会社は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

・売上高の計上基準

搬入据付を伴う売上

顧客検収基準

その他

出荷基準

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,482,518千円
機械装置及び運搬具	771,077
土地	2,594,185
計	<u>4,847,781千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	253,000千円
長期借入金	1,252,500
計	<u>1,505,500千円</u>

上記のほか、PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金の担保に供しております。

投資有価証券	4,500千円
その他(長期貸付金)	11,929
計	<u>16,429千円</u>

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 6,141,220千円

(4) 事業用の土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号によるところの土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行う方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額の差額
 △938,622千円

(5) 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高 854千円

3. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

7,136,000株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	131,071	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日
計	—	131,071	—	—	—

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

1. 配当金の総額 131,070千円
2. 1株当たり配当額 20円
3. 基準日 平成27年3月31日
4. 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、為替予約取引については為替相場変動リスクをヘッジする目的として利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループでは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、新規取引先の与信限度設定について社内規程を設け、原則としてその範囲内で取引を実行する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（主に取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債（原則として5年内）は主に設備投資資金並びに長期運転資金としての資金調達であります。長期借入金及び社債については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るため、原則として固定金利建ての契約としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社で資金繰管理を行うとともに、当社及び国内子会社についてはグループ全体の資金繰りを一元的に把握・管理する体制を構築しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,052,064	7,052,064	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,181,946	8,181,946	—
(3) 投資有価証券	1,289,929	1,271,573	△18,356
(4) 会員権	74,182		
貸倒引当金(*)	△43,390		
	30,792	33,590	2,797
資産計	16,554,732	16,539,174	△15,558
(1) 支払手形及び買掛金	9,680,958	9,680,958	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	657,768	657,768	—
(3) 未払法人税等	251,641	251,641	—
(4) 社債	1,000,000	1,001,362	1,362
(5) 長期借入金	1,709,776	1,711,673	1,897
負債計	13,300,144	13,303,404	3,259

(*)会員権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、主として取引所の価格によっております。

(4) 会員権

時価については、主として取引業者が提示した価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(投資有価証券)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
匿名組合出資金	30,882
投資事業組合出資金	750
非上場株式	146,642

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(その他)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
会員権 (市場価格がないもの)	117,200

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 会員権」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,940円60銭
1株当たり当期純利益	76円72銭

7. 役員退職慰労引当金について

当社及び子会社の役員退職慰労引当金については、従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、当連結会計年度中に各社が開催した取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、各社の定時株主総会で退職慰労金の打ち切り支給が承認され、制度適用期間に対応する退職慰労金は退任時に支給することとなりました。

これに伴い、制度適用期間終了時点の「役員退職慰労引当金」残高355,787千円を取崩し、固定負債の「その他」に振替えております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,051,482	流 動 負 債	10,660,688
現金及び預金	4,768,282	支払手形	1,467,419
受取手形	479,201	買掛金	5,634,630
売掛金	7,204,002	1年内返済予定の長期借入金	630,000
商品及び製品	1,266,340	未払金	235,080
貯蔵品	19,604	未払費用	574,171
繰延税金資産	235,950	未払法人税等	175,000
関係会社短期貸付金	180,000	前受金	110,840
未収入金	669,010	賞与引当金	292,200
その他	237,090	役員賞与引当金	23,654
貸倒引当金	△8,000	製品保証引当金	44,000
固 定 資 産	10,652,330	営業外支払手形	1,198,533
有 形 固 定 資 産	5,527,349	その他	275,159
建物	888,390	固 定 負 債	4,271,938
構築物	13,159	社債	1,000,000
機械及び装置	771,097	長期借入金	1,606,500
車両運搬具	158,622	退職給付引当金	85,423
工具、器具及び備品	296,578	厚生年金基金解散損失引当金	182,486
土地	3,399,501	繰延税金負債	90,028
無 形 固 定 資 産	90,537	再評価に係る繰延税金負債	855,440
電話加入権	24,095	資産除去債務	7,620
ソフトウェア	66,441	その他	444,439
投資その他の資産	5,034,443	負 債 合 計	14,932,627
投資有価証券	1,375,076	純 資 産 の 部	
関係会社株式	320,651	株 主 資 本	8,605,487
関係会社出資金	229,173	資本金	1,471,150
関係会社長期貸付金	1,770,000	資本剰余金	1,148,365
会員権	191,382	資本準備金	1,148,365
保険積立金	585,616	利 益 剰 余 金	6,427,311
敷金保証金	211,774	利益準備金	148,500
投資不動産	372,481	その他利益剰余金	6,278,811
その他	56,259	土地買換積立金	23,410
貸倒引当金	△77,970	別途積立金	3,270,000
		繰越利益剰余金	2,985,400
		自 己 株 式	△441,339
		評価・換算差額等	2,165,698
		その他有価証券評価差額金	483,477
		土地再評価差額金	1,682,220
資 産 合 計	25,703,813	純 資 産 合 計	10,771,185
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,703,813

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		31,458,942
売 上 原 価		23,299,929
売 上 総 利 益		8,159,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,427,578
営 業 利 益		731,435
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	75,066	
受 取 賃 貸 料	700,611	
受 取 手 数 料	136,962	
そ の 他	28,790	941,430
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43,999	
減 価 償 却 費	341,742	
そ の 他	5,595	391,337
経 常 利 益		1,281,528
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	485	
固 定 資 産 売 却 益	2,069	
会 員 権 売 却 益	1,898	4,452
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,883	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,413	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	182,486	187,783
税 引 前 当 期 純 利 益		1,098,197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	445,511	
法 人 税 等 調 整 額	8,849	454,360
当 期 純 利 益		643,836

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					土地 買換 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,471,150	1,148,365	1,148,365	148,500	22,268	3,270,000	2,474,987	5,915,755
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△131,071	△131,071
当期純利益							643,836	643,836
土地再評価差額金の取崩							△1,209	△1,209
税率変更による積立金の調整額					1,141		△1,141	—
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,141	—	510,413	511,555
当 期 末 残 高	1,471,150	1,148,365	1,148,365	148,500	23,410	3,270,000	2,985,400	6,427,311

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△441,320	8,093,951	252,045	1,593,721	1,845,766	9,939,717
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△131,071				△131,071
当期純利益		643,836				643,836
土地再評価差額金の取崩		△1,209				△1,209
税率変更による積立金の調整額		—				—
自己株式の取得	△18	△18				△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			231,431	88,499	319,931	319,931
当 期 変 動 額 合 計	△18	511,536	231,431	88,499	319,931	831,467
当 期 末 残 高	△441,339	8,605,487	483,477	1,682,220	2,165,698	10,771,185

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式
- ・其他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法

時価のないもの

期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・商品・製品(規格品)
- ・製品(特注品)
- ・貯蔵品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により
算定)を採用しております。

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性
の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
を採用しております。

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額
は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によ
り算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)については定額法を採
用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械及び装置	2～10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別債権の回収可能性を考慮して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の経験率により算出した額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

一部の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、内規に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、同損失の当事業年度末における見込み額を計上しております。

(追加情報)

当社が加入しておりました総合設立型厚生年金基金（東京都家具厚生年金基金）は、平成26年9月22日開催の代議員会にて特例解散の決議をしました。これにより、当事業年度において特別損失の「厚生年金基金解散損失引当金繰入額」に182,486千円を、固定負債の「厚生年金基金解散損失引当金」に182,486千円を計上しております。

なお、当該厚生年金基金は平成26年11月28日付で厚生労働大臣より解散認可及び納付計画承認を受け解散しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

・ 売上高の計上基準

搬入据付を伴う売上

顧客検収基準

その他

出荷基準

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	563,030千円
構築物	11,247
機械及び装置	771,077
土地	2,594,185
計	<u>3,939,541千円</u>

上記のほか、関係会社の以下の資産を担保に供しております。

建物	836,066千円
構築物	72,173
計	<u>908,240千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	253,000千円
長期借入金	1,252,500
計	<u>1,505,500千円</u>

上記のほか、PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金の担保に供しております。

投資有価証券	4,500千円
その他(長期貸付金)	11,929
計	<u>16,429千円</u>

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 5,505,451千円

(4) 保証債務

次のとおり金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

株式会社ネオシス	1,616,110千円
その他	296,042
計	<u>1,912,152千円</u>

(5) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	654,455千円
短期金銭債務	3,066,587

(6) 事業用の土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号によるところの土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行う方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額の差額

△938,622千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高	314,446千円
仕入高等	11,242,590
営業取引以外の取引高	805,911
固定資産購入高	9,304

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 当事業年度末における自己株式の数に関する事項

普通株式	582,464株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	賞与引当金	96,718千円
	製品保証引当金	14,564
	棚卸資産評価損	19,001
	未払事業税	16,643
	前払退職金	49,132
	その他	40,982
	繰延税金資産（流動）小計	<u>237,041</u>
評価性引当額		<u>△1,090</u>
繰延税金資産（流動）の純額		<u>235,950千円</u>
繰延税金資産（固定）	退職給付引当金	27,786千円
	貸倒引当金	23,014
	厚生年金基金解散損失引当金	59,016
	会員権評価損	17,904
	減価償却超過額	45,640
	投資有価証券評価損	48,738
	関係会社株式評価損	61,609
	その他	145,521
	繰延税金資産（固定）小計	<u>429,230</u>
繰延税金負債（固定）	その他有価証券評価差額金	△227,805
	土地買換積立金	△11,189
	繰延税金負債（固定）小計	<u>△238,994</u>
評価性引当額		<u>△280,264</u>
繰延税金負債（固定）の純額		<u>△90,028千円</u>
再評価に係る繰延税金資産		34,760千円
再評価に係る繰延税金負債		△855,440
評価性引当額		△34,760
再評価に係る繰延税金負債の純額		<u>△855,440千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2
住民税均等割	5.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.0
所得拡大促進税制による税額控除	△3.3
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>41.4%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,618千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が31,864千円、その他有価証券評価差額金額が23,245千円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が87,289千円減少し、土地再評価差額金が87,289千円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	株式会社ネオシス	所有 直接 100%	ネオシス製品の購入 資金の援助 役員の兼任 設備の賃貸	支払代行 支払事務 代行手数料 (注1) 製品等の 購入 (注1) 資金の貸付 (注2) 債務保証 (注3) 利息の受取 (注2) 手数料等の受取 (注1)	2,120,505 3,588 8,256,699 700,000 1,616,110 22,956 723,374	営業外形 支払手形 買掛金 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 — その他の 流動資産 未収入金	519,733 1,200,210 50,000 1,770,000 1,223 242,849
子会社	株式会社エピック	所有 直接 100%	当社製商品の販売 エピック商品の購入 役員の兼任 設備の賃貸	支払代行 支払事務 代行手数料 (注1) 商品の購入 (注1)	715,007 336 2,228,655	営業外形 支払手形 買掛金	310,165 424,488
子会社	株式会社ジーシーエス	所有 間接 100%	ジーシーエス商品の購入 役員の兼任	支払代行 支払事務 代行手数料 (注1)	583,933 156	営業外形 支払手形	268,254

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付金利については市場金利を勘案して決定しており、毎月末又は半年ごとに精算しております。
- (注3) 債務引受型決済サービスによる期日払い債務に対する債務保証をしております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,643円57銭
1株当たり当期純利益	98円24銭

9. 役員退職慰労引当金について

当社の役員退職慰労引当金については、従来、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しておりましたが、当事業年度中に開催した取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、当社の定時株主総会で退職慰労金の打ち切り支給が承認され、制度適用期間に対応する退職慰労金は退任時に支給することとなりました。

これに伴い、制度適用期間終了時点の「役員退職慰労引当金」残高339,696千円を取崩し、固定負債の「その他」に振替えております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 フジマック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋正伸 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺雅子 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジマックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジマック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 フジマック

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋正伸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺雅子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジマックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社フジマック 監査役会

常勤監査役 西 山 徳太郎 ⑩

社外監査役 宗 像 紀 夫 ⑩

社外監査役 若 海 和 明 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

[期末配当に関する事項]

当社は、収益の向上及び財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題の一つと考えており、業績の伸長度、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して安定した配当を継続的に行うとともに、内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、株主の皆様への利益還元の一環として、1株あたり20円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
なお、この場合の配当総額は131,070,720円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款の一部変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力を発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（条文省略） （機関の設置）</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第16条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 （員数）</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3（条文省略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり） （機関の設置）</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 （員数）</p> <p>第17条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、15名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内で終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。 ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり) 第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(員数) 第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会規程) 第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集権者及び議長)</p> <p>第30条 監査役会は、常勤の監査役がこれを招集し、その議長となる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、この期日を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程の定めるところによる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(報酬等) <u>第33条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第34条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> <p><u>第35条</u>～<u>第37条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第30条</u>～<u>第32条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くまがいにし のり 熊谷 俊 範 (昭和29年9月11日生)	昭和49年3月 当社入社 昭和58年2月 当社取締役 昭和58年11月 当社専務取締役 昭和62年12月 株式会社ノヴァックス代表取締役（現任） 平成元年4月 当社取締役副社長 平成2年3月 FUJIMAK GUAM CORPORATION 代表取締役（現任） 平成2年10月 当社代表取締役社長 平成12年7月 株式会社エクステイン（現株式会社ネオシス）代表取締役（現任） 平成13年3月 株式会社エピック代表取締役（現任） 平成15年4月 FUJIMAK FOOD SERVICE EQUIPMENT(S) PTE., LTD. 代表取締役（現任） 平成15年5月 富士瑪克股份有限公司董事長（現任） 平成15年6月 社団法人日本厨房工業会会長 平成15年9月 福喜瑪克貿易（上海）有限公司董事長（現任） 平成16年4月 福喜厨房設備（上海）有限公司董事長（現任） 平成18年2月 株式会社ジーシーエス代表取締役（現任） 平成19年6月 イトー運輸サービス株式会社（現株式会社トライアンス）代表取締役（現任） 平成23年1月 当社代表取締役社長 兼 営業本部長 平成24年2月 福喜瑪克香港有限公司董事長（現任） 平成24年7月 当社代表取締役社長 兼 営業本部長 兼 研究開発本部長 平成25年1月 FUJIMAK (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役（現任） 平成25年3月 NEOSYS VIETNAM CO., LTD. 代表取締役（現任） 平成25年6月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長 兼 営業本部長 兼 研究開発本部長（現任） 平成26年1月 FUJIMAK (CAMBODIA) CO., LTD. 代表取締役（現任）	509,060株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	うちだ ひと し 内 田 一 史 (昭和28年5月25日生)	昭和51年4月 当社入社 平成5年4月 当社本社工場長 平成9年6月 当社取締役 製造本部長兼本社工場長 平成11年3月 当社取締役 本社工場長 平成11年6月 当社執行役員 本社工場長 平成12年7月 株式会社エクステイン（現株式会社ネオシス）取締役社長 平成19年3月 株式会社ネオシス 常務取締役 本社工場長 平成21年4月 当社製造本部長 平成21年6月 当社取締役 製造本部長 株式会社ネオシス 取締役社長兼本社工場長 平成22年6月 当社常務取締役 製造本部長 平成24年10月 株式会社ネオシス 取締役社長兼福岡工場長（現任） 平成25年6月 当社専務取締役 製造本部長（現任）	7,500株
3	くま がい とし しげ 熊 谷 俊 茂 (昭和31年11月17日生)	昭和55年4月 株式会社読売広告社入社 昭和56年3月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 市場開発部長 平成9年6月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼市場開発部長 平成10年4月 当社常務取締役（製造・購買・研究開発及び海外担当） 平成11年3月 当社常務取締役 製造本部長兼購買・研究開発及び海外部門担当 平成11年6月 当社専務取締役 製造本部長兼購買・研究開発及び海外部門担当 平成13年6月 当社専務取締役 製造本部長 平成18年1月 当社専務取締役 海外事業本部長兼海外事業部長 平成21年4月 当社取締役 海外本部長兼海外事業部長 平成22年6月 当社常務取締役 海外本部長兼海外事業部長 平成25年6月 当社専務取締役 海外本部長 兼 海外事業部長（現任）	212,459株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	りき まる たい せい 力丸大成 (昭和31年1月11日生)	昭和54年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成14年4月 同行 渋谷ブロック部長 平成16年4月 同行 明石ブロック部長 平成18年4月 同行 武蔵野ブロック部長 平成22年4月 当社入社 営業本部副本部長 平成22年6月 当社取締役 営業本部副本部長兼市場開発部長 平成23年1月 当社取締役 営業本部副本部長兼市場開発部長兼東京事業部長 平成25年4月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼市場開発部長兼東京事業部長（現任）	一株
5	よこ やま まさ き 横山雅規 (昭和28年8月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成7年4月 当社東京支店第二営業部長 平成10年4月 当社販売企画部長 平成12年1月 当社横浜支店長 平成17年6月 当社取締役 横浜支店長 平成18年4月 当社取締役 首都圏事業部長 平成19年4月 当社取締役 首都圏事業統括部長兼東京事業部長 平成20年4月 当社取締役 営業本部長 平成22年4月 当社取締役 営業本部長兼市場開発部長 平成22年6月 当社常務取締役 営業本部長兼東京事業部長 平成23年1月 当社常務取締役 営業本部副本部長（関西地区担当） 平成25年4月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼横浜事業部長兼横浜営業部長 平成25年6月 当社常務取締役 横浜事業部長 兼 横浜営業部長（現任）	9,500株
6	と がし しげ のり 富樫重憲 (昭和28年9月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成10年4月 当社仙台支店長 平成18年4月 当社北海道・東北事業部長 平成24年1月 当社執行役員 東北事業部長兼仙台営業部長 平成25年6月 当社取締役 東北事業部長 兼 仙台営業部長（現任）	7,000株
7	た なか たかし 田中隆 (昭和29年1月5日生)	昭和51年4月 当社入社 平成10年4月 当社千葉支店長 平成19年4月 当社北関東事業部長 平成24年1月 当社執行役員 東京事業部副事業部長兼東京営業部長 平成25年6月 当社取締役 東京事業部副事業部長 兼 東京営業部長（現任）	5,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	くら ちけん じ 倉 智 憲 治 (昭和28年1月3日生)	昭和51年4月 当社入社 平成18年4月 当社広島営業部長 平成21年12月 当社九州事業部長 平成24年1月 当社執行役員 九州事業部長兼福岡営業部長 平成25年6月 当社取締役 九州事業部長 兼 福岡営業部長 (現任)	5,300株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に利害関係を有する者は次のとおりです。
熊谷俊範氏は株式会社ノヴァックスの代表取締役を兼務しており、当社の損害保険は損害保険代理店である同社を通して保険会社と契約しております。
2. 上記以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひさとみ まさあき 久 富 正 明 (昭和29年1月1日生)	昭和52年4月 ニチメン株式会社(現双日株式会社)入社 平成11年2月 同社住・生活産業営業会計部長 平成16年4月 株式会社なか卯執行役員管理本部長兼CFO兼CIO 平成19年5月 株式会社GMフーズ代表取締役社長(COO) 平成20年6月 株式会社ゼンショー監査役業務室長兼購買管理室長 平成21年7月 株式会社プロピア取締役兼CFO 平成23年1月 当社入社内部監査室長(現任)	一株
2	むなかた のりお 宗 像 紀 夫 (昭和17年1月12日生)	昭和43年4月 東京地方検察庁 検事 平成5年7月 東京地方検察庁 特別捜査部長 平成12年11月 最高検察庁 刑事部長 平成13年7月 高松高等検察庁 検事長 平成15年2月 名古屋高等検察庁 検事長 平成16年1月 退官 平成16年2月 弁護士登録 平成16年4月 中央大学法科大学院 教授 平成18年2月 宗像紀夫法律事務所 所長(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成24年2月 公益財団法人日本相撲協会 理事(現任) 平成24年12月 内閣官房参与(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	わかうみ かずあき 若海和明 (昭和27年12月28日生)	昭和50年4月 株式会社長崎屋入社 昭和53年7月 公認会計士高橋正二事務所入所 昭和60年4月 東京税理士会に税理士登録 平成4年1月 当社監査役(現任) 平成4年7月 若海税務会計事務所 所長(現任)	28,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宗像紀夫氏と若海和明氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は若海和明氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、宗像紀夫氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 宗像紀夫氏は、検察庁に長年勤務され幹部として要職を歴任されたのち、現在は弁護士として、また第2次安倍内閣より内閣官房参与として活躍されるなど、法曹界で豊富な経験を有しているため、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 若海和明氏は、長年税理士としてご活躍され、財務及び会計に精通しており、豊富な経験を有しているため、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. なお、当社は、宗像紀夫氏と若海和明氏が取締役に就任した場合、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成元年5月30日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を「年額300百万円以内」と定めることとし、並びに各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額300百万円以内」と定めることとし、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績を考慮して、当期末時点の取締役8名及び監査役1名に対し、2,366万円（うち監査役分130万円）の役員賞与を支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

以 上

第66回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 6階 ラ・ルミエール



交通 JR・モノレール浜松町駅（北口・金杉橋口）より徒歩10分
都営地下鉄三田線芝公園駅（A3）より徒歩5分
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A3）より徒歩5分